

特例民法法人が移行を検討するに当たってのメリット・デメリット

区 分	公益社団・財団法人		一般社団・財団法人	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
社会的信用	「公益社団法人」 「公益財団法人」の 名称(名称独占)			
税 制	寄附税制の優遇 公益目的事業は非課税 収益事業の利益を公益目的事業に充当することにより、法人税率が軽減			営利法人と同等の課税 非営利型一般法人は、収益事業のみに課税
事業活動の制限等		公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない 総費用の50%以上を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない 毎事業年度、認定基準に適合しているか確認される	事業活動が自由 事業の収益・費用についての制限は、公益目的支出計画の実施事業のみ	
保有財産の規制		ある 公益目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用 遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけない 公益認定を取り消された場合、1箇月以内に他の類似の目的を持つ法人などに公益目的取得財産残額を譲渡	ない	公益目的財産に関する計画(公益目的支出計画)を策定し、その内容について行政庁の認可を受け、移行後も行政庁の監督下 公益目的財産額は、自由に処分できない

一般論として、以下を想定

- ・ 公益社団・財団法人は、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択
- ・ 一般社団・財団法人は、比較的自由な立場で、非営利部門において、可能な範囲で公益目的事業を含む様々な事業を実施していきたい法人が選択